

2021 年（令和 3 年）10 月 1 日

「寒川町障がい児者緊急時支援プラン」のご案内（案）

寒川町では、障がい児者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えて住み慣れた地域で暮らし続けるための機能として、在宅障がい児者の緊急時の生活を支えることを目指し、緊急時における情報共有を円滑に行うため「寒川町障がい児者緊急時支援プラン」（以下「プラン」という）を作成しました。

1. プランの対象者

- ・町内に在住する障がい児者等であって、介護者の急病等による「緊急時」に支援が必要な方
- ・入院中の方、各種施設・グループホーム等に入所されている方は対象にはなりません
- ・介護保険の要介護認定を受けている方につきましては、介護保険のサービスを優先的にご利用ください

2. 「緊急時」の定義

- ・このプランにおける「緊急時」とは、介護者の急病、入院、葬祭、死亡等で障がい当事者のケアができない、日常生活が危ぶまれる状態とします
（プラン対象者の症状や状態悪化等は含まれません）

3. プランの使用目的

- ・対象者が、「緊急一時的な福祉サービスのコーディネート」や、「緊急ステイ事業の利用」が必要になった時に、プランの情報をもとに必要な調整等を行います

4. プランの取り扱い

- ・作成したプランは、支援者（寒川町福祉課・さむかわ基幹相談支援センターを含む）と協力者で共有し、「緊急時」に使用します

5. プランの作成及び更新方法

- ・初回は、さむかわ基幹相談支援センター職員と面談を行い、プランを作成いたします
- ・プランを常に最新の情報にするため、必要時或いは 1 年毎に情報を更新します
（更新は、相談支援事業所の相談員が行う場合があります）

【問い合わせ先】

寒川町健康福祉部 福祉課障がい福祉担当
TEL：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613